

松江市営繕工事における週休2日促進工事の実施に関する

Q & A

令和6年4月一部改定

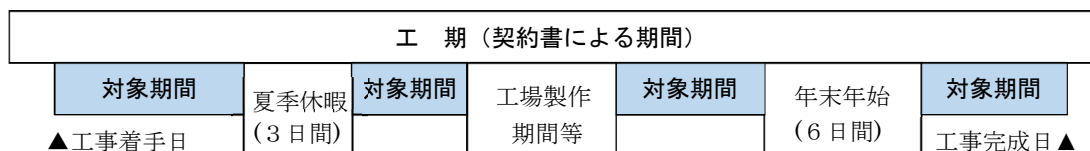
1. 用語の定義

問1 「対象期間」は「工期」とどう違うのか。

(答) 契約書に規定する「工期」のうち、「対象期間」は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（実地完成日）までの期間のことです。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含みません。（要領2.（2））

【工期と対象期間の関係】



2. 対象工事

問2 全ての発注工事を週休2日促進工事の対象とするのか。

(答) 地域の実情や工事固有の条件等により対応が困難な工事は対象外とすることができます。（要領3）

問3 発注者側の都合で休日に工事を実施した場合は、週休2日促進工事として認められないことになるのか。

(答) 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、対象期間（工事着手日から工事完成までの期間）に含まないこととしています。（要領2.（2））

なお、対象期間に含まない現場作業には、次のような場合が考えられます。不測の現場作業が生じた場合、速やかに監督職員に協議してください。

- ・発注者が、現場パトロールや現場見学会等を要請した場合
- ・現場内で災害又は第三者による事故が発生し、早急に対応する必要がある場合
- ・周辺住民等からの要望等に対応するために作業が必要である場合

3. 実施方法

問4 週休2日促進工事は、当初の予定価格から労務費の補正がされているのか。

(答) 発注者指定型の場合は、4週8休以上を前提に労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成します。（要領4.（2）①）

受注者希望型の場合は、労務費を補正せずに積算し、予定価格を作成します。工事完成前に、現場閉所（現場休息）の状況を確認し、その状況に応じて労務費を補

正して工事費を積算し、契約約款第25条の規定に基づき請負代金を変更します。

(要領4.(2)②)

問5 達成状況に応じた変更契約はいつ行うのか。

(答) 実績が確定した時点で変更契約を行う必要がありますが、変更契約の事務処理に係る日数を考慮し、達成状況の見込みが判明した時点で変更契約を行うことは可能です。

ただし、確定した達成状況が変更契約時点の見込みと異なる場合は、確定した実績に応じて再度変更契約を行う必要があります。

問6 受注者希望型の週休2日促進工事を受注し、週休2日を希望しなかった場合にペナルティはあるのか。

(答) 受注者希望型は、あくまで、受注者が希望する場合に実施するものです。したがって、週休2日を希望しなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティはありません。

しかしながら、週休2日促進工事の趣旨を踏まえ、できる限り週休2日への取組をお願いします。

問7 施工途中で週休2日促進工事が実施が困難となった場合に取り止めることはできるのか。また、この場合、ペナルティはあるのか。

(答) 施工途中に実施困難となった場合は、実施困難な理由を整理したうえで監督職員へ報告してください。ただし、結果的に週休2日が達成できたとしても、取り止める旨を監督職員へ報告した場合は週休2日の補正を行いません。

なお、発注者指定型において4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更します。その際、4週6休以上であっても労務費の補正は考慮しません。(要領4.(2)①)

いずれの場合も、週休2日促進工事が実施が困難となったことによる特段のペナルティはありません。

問8 週休2日促進工事が実施に伴う工期の延長は認められるか。

(答) 工期については、年末年始休暇及び夏季休暇(対象外期間)に加え、雨天・土・日曜日、祝日等を見込み設定しており、週休2日促進工事が実施に伴う工期の延長は原則認められません。

4. 対象期間の設定

問9 契約工期より早期に工事が完了した場合、対象期間はいつまでとなるのか。

(答) 実際の工事完成日(実地完成日)までの期間とします。(要領2.(2))

問 10 対象外期間として年末年始6日間、夏季休暇3日間とあるが、具体的にいつを設定しており、土日を含む場合はどのように取り扱えばよいか。
(例えば、12月30日、31日が土日の場合の取り扱い)

(答) 年末年始6日間及び夏季休暇3日間の取扱については、原則として以下のとおりとします。

年末年始休暇期間：12月29日から1月3日までの6日間（土日含む）

夏季休暇期間：土日以外の任意の3日間（基本はお盆の期間）

5. 現場閉所（現場休息）の取り扱い

問 11 必ず土・日曜日を現場閉所（現場休息）としないといけないのか。

(答) 対象期間中の現場閉所（現場休息）の割合で判断しますので、土・日曜日を必ず現場閉所（現場休息）とするということはありません。ただし、工期の始期等に休日が偏り、工期の後半にほとんど休日を確保せず工事を完成させるなど週休2日促進工事の趣旨に著しくそぐわない工程となった場合においては、設計変更及び評価をしない場合があります。

問 12 作業員が、現場閉所日に他の現場の作業を行っていた場合も現場閉所と見なせるか。また、配置する技術者が複数の現場を兼務している場合の取扱いはどうなるのか。

(答) 現場閉所（現場休息）とは、「現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態」であるので、作業員が他の現場で作業を行っていた場合でも、現場閉所（現場休息）として取り扱います。配置技術者が他の工事を兼務している場合も、現場閉所（現場休息）の確認は発注工事単位で行いますので同じ取り扱いです。

本要領では、現場閉所（現場休息）率で労務費を補正することとしており、受注者の従業員の働き方を縛るものではありません。しかしながら、週休2日促進工事の趣旨を踏まえて従業員が休日を確保できるよう配慮願います。

問 13 現場事務所で事務作業を行うだけであれば現場閉所（現場休息）と見なしてよいか。

(答) 現場閉所（現場休息）とはなりません。現場閉所（現場休息）とは、現場事務所での事務作業を含めて現場が閉所されている状態をいいます。

問 14 現場事務所でなく、会社において当該工事に関する事務作業を行う場合は現場閉所（現場休息）と見なしてよいか。

(答) 会社等で当該工事に関する事務作業等を行う場合は現場閉所（現場休息）と見なすことはできません。

問 15 半日休工を2回行った場合は、1日分の休日としてカウントできるのか。

(答) 1日を通して現場が閉所されている場合に休日としてカウントできるため、半日休工は現場閉所（現場休息）として認められません。

6. 解体工事の週休2日について

問 16 解体工事は見積による積算となっており、週休2日の達成状況に応じた労務費の補正を行う単価がないが、週休2日として発注すべきか。

(答) 実施要領5(2)③により積算し、週休2日工事として発注してください。

7. 積算方法について

問 17 見積の徴取方法について

(答) 発注方式に応じて、次のとおり設計時に見積を聴取する必要があります。また、竣工時に、達成状況に応じて、設計時に徴取した見積単価を使用し、単価入替を行う必要があります。

①発注者指定型の場合

- ・設計段階で次の2パターンの見積を聴取する
パターン1：4週8休以上適用単価
パターン2：無補正単価

②受注者希望型の場合

- ・設計段階で次の4パターンを見積を聴取する
パターン1：4週8休以上適用単価
パターン2：4週7休以上4週8休未満適用単価
パターン3：4週6休以上4週7休未満適用単価
パターン4：無補正単価

問 18 設計時に複数の専門業者等から見積徴取しており、達成状況に応じて単価を入替する際に、現場閉所（現場休息）の状況で、設計時と見積価格の業者順位が異なる場合、どの業者の見積単価を採用するのか。

(答) 設計時に採用した専門業者等の見積単価を採用してください。

例：発注者指定型の場合（受注者希望型も考え方は同じ）

設計時：4週8休以上適用単価で発注

A社：1,000円	} ⇒設計ではA社の見積を採用
B社：1,050円	
C社：1,100円	

竣工時：週休2日未達成で見積単価の無補正単価による入替が必要

A社：900円	} ⇒最安値はB社であるが、設計時に採用したA社の見積を採用
B社：850円	
C社：1,000円	